

# 政府に対し、辺野古新基地建設に明確に反対の意を示した沖縄県民の民意を尊重し真摯な対応を求める会長声明

## 1 はじめに

現在、政府は、普天間飛行場の代替用地を米軍に提供するとして、沖縄県北部の辺野古埋め立て工事を行っている。昨年12月14日から土砂投入が開始された。

辺野古沿岸の埋め立て予定地の北側海域には軟弱地盤が存在しており、このような軟弱地盤上に基地を建設することの合理性には大きな疑問がある。このことは、昨年沖縄県が埋め立て承認を撤回した理由として挙げていたところである。それにもかかわらず、政府は、具体的な実現可能性や対策等の見通しも十分に説明しないまま、基地建設を既成事実とするがごとく埋め立て工事を一方的に進めている。この間、埋め立て工事による大量の土砂投入により、辺野古・大浦湾の生物多様性に富む美しい自然が不可逆的に破壊されている。

## 2 沖縄県民の幸福追求権と法の下での平等の保障

沖縄県では、県民の4人に1人が亡くなったともいわれる熾烈な地上戦が繰り返された地に、戦後70年以上の長きにわたり広大な基地が置かれ、沖縄県民は様々な負担を強いられてきた。沖縄県は国土の0.6%の土地に米軍専用基地の70.6%が集中しており、米兵による犯罪や米軍機の墜落といった米軍基地に起因する深刻な事件や事故が繰り返し発生し、米軍基地による騒音等も著しく、生活環境や自然環境の不可逆的破壊なども発生している。

このような状況は、沖縄県民の「平和のうちに生存する権利」（憲法前文）及び「生命、自由及び幸福追求の権利」（憲法13条）を脅かすものであり、「法の下での平等」（憲法14条1項）に照らしても問題である。

## 3 沖縄県民の民意と住民自治の尊重

基地建設の是非を主たる争点とする過去二度の沖縄県知事選挙では、2014年（平成26年）11月には故翁長雄志氏が、2018年（平成30年）9月には玉城デニー氏が、それぞれ建設の反対を掲げて大差で当選した。

本年2月24日には、辺野古埋め立ての是非を問う県民投票が行われ、沖縄県の発表によれば、有権者数115万3600人、投票総数60万5396人（投票率52.48%）、辺野古埋め立てに反対43万4273票（71.73%）、賛成11万4933票（18.98%）、どちらともいえない5万2682票（8.70%）という結果となった。

このことに端的に表れているように、沖縄県民の民意は新基地の建設に反対で

ある。

日本国憲法第8章に定める地方自治は、中央集権化による国家権力の濫用・暴走を抑えるべく、住民が自らの意思に基づいて（住民自治）国から独立した組織により（団体自治）地方の政治を行うことを保障している（92条～94条）。また、95条で「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と定め、これにより国会の地方公共団体に対する恣意的な干渉・侵害を排除し、地域住民の自主性を尊重し、各地方公共団体の実質的な平等を保障することとしている。

このような憲法の規定の趣旨に照らせば、今回の沖縄県県民投票の結果は国政において最大限尊重されなければならないというべきである。

#### 4 結語

昨年12月10日、沖縄弁護士会は「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」を公表し、全ての日本国民に対し基地問題を自らの問題として捉え主体的に解決策を模索するよう呼びかけた。

当会は、この沖縄弁護士会決議に応え、辺野古新基地建設問題の解決に向けた取り組みを広く市民に呼びかけるとともに、日本国憲法の理念にも照らし、政府に対しては、辺野古新基地建設に明確に反対の意を示した沖縄県民の民意を尊重し真摯な対応を求めるものである。

2019年（令和元年）5月28日

千葉県弁護士会

会長 小見山 大